

「資金決済に関する法律」(前払式支払手段に関する法令の概要)

資金決済に関する法律

前払式支払手段(プリペイドカード)

- ◆ 紙型・磁気式・IC 型の前払式支払手段に加えサーバ型の前払式支払手段を法の適用対象とする。
- ◆ 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約のほかに信託銀行等への信託を認める。
- ◆ 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける。
- ◆ 情報の安全管理措置を定める。
- ◆ 利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じることを義務付ける。

(2021年5月施行の改正資金決済法の概要)

- ◆ 利用者の保護を図り、発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることを義務付ける。
- ◆ 発行業務の一部を第三者に委託する場合には委託先に対する指導等の委託業務の適切かつ確実な遂行を確保するための措置を講じることを義務付ける。

認定協会

- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。

政令・内閣府令

- ◆ 届出基準額・供託基準額(1000万円)を規定。
- ◆ 表示する方法による情報提供について、券面の面積が狭い場合等の緩和措置等を規定。
- ◆ 電子的な方法による情報提供方法(ホームページ掲載、電子メール送信、チャージ機による表示)を規定。
- ◆ 保証契約の相手方につき健全性基準を規定。
- ◆ 信託契約の内容(当事者、信託財産の評価方法、信託の終了)、信託財産の種類等を規定。
- ◆ 払戻し手続及び払戻しを認める場合(払戻額が基準期間発行額の100分の20、払戻額が基準日未使用残高の100分の5、利用者のやむを得ない事情により利用が著しく困難な場合)を規定。
- ◆ 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- ◆ 供託義務が免除される銀行等の要件を規定。

(2021年5月施行の改正資金決済法の政府令の概要)

- ◆ 発行保証金の供託義務の趣旨及び優先弁済権、供託・保全・信託契約の別及び契約の相手方に係る情報提供を規定。
- ◆ 無権限取引により生じた利用者の損失の補償方針に係る情報提供を規定。
- ◆ 発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移動が可能な前払式支払手段について、不適切な利用を防止するための措置を規定。
- ◆ 委託先に対する措置(適切な選定・監督、必要に応じ契約変更・解除等)を規定。

- ◆ 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。

資金決済に関する法律

資金移動業

- 銀行以外の者が、為替取引を行うことができることとする。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約及び信託銀行等への信託を認める。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を行う。
- 資金移動業に金融ADRを導入する。

(2021年5月施行の改正資金決済法の概要)

- 資金移動業に三種別を設ける。
- 第一種資金移動業を営もうとするときは業務実施計画を定め認可を受けなければならない。
- 第三種資金移動業を営む資金移動業者は、預貯金等管理割合等を記載した届出により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができることとし、未達債務の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額以上に相当の金銭を預貯金等で管理しなければならない。
- 第一種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、移動する資金の額等が明らかでない為替取引に関する債務を負担してならず事務処理に必要な期間等を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。
- 第三種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者に対し、一定の額を超える額の為替取引に関する債務を負担してはならない。
- 種別ごとに種別に応じて定める期間内に履行保証金を供託等し履行保証金信託契約を届出制に改め供託等との併用を可能とする。
- 為替取引に用いられないことがない資金を保有しないための措置を講じなければならない。
- 資金移動業の種別を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。
- 資金移動業者の区分に応じ、当局への報告書を整備。

認定協会

- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。

政令・内閣府令

- ◆ 未達債務の額等の算出方法、最低要履行保証額を規定。
- ◆ 資産保全(供託又は保証契約、信託契約)の内容を規定。
- ◆ 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- ◆ 委託先に対する措置(適切な選定・監督、必要に応じ契約変更・解除等)を規定。
- ◆ 利用者保護及び業務の適正確実な遂行のための措置(銀行との誤認防止の説明、契約情報の提供、受取証書の交付、振り込め詐欺対策、社内規則の整備)を規定。
- ◆ 資金移動業に関する金融ADRの内容を規定。

(2021年5月施行の改正資金決済法の政府令の概要)

- ◆ 第二種資金移動業を営む資金移動業者の送金上限額は100万円、第三種資金移動業を営む資金移動業者の1件当たりの送金上限額及び一利用者当たりの受入額の上限は5万円を規定。
- ◆ 業務実施計画に記載すべき事項及び認可申請手続を規定。
- ◆ 履行保証金について、第一種資金移動業を営む資金移動業者は各営業日から二営業日以内、第二種・第三種資金移動業を営む資金移動業者は算定期間末日から三営業日以内に供託しなければならない。
- ◆ 預貯金等管理の届出の内容を規定し預貯金等による管理を行う場合、毎年1回以上の公認会計士等による預貯金等管理状況の監査を義務付け。
- ◆ 無権限取引により発生した利用者の損失補償等の方針の利用者への情報提供を規定。
- ◆ 第二種資金移動業を営む資金移動業者の送金上限額を超える利用者資金の為替取引との関連性を確認するための体制整備、資金移動業者の為替取引に用いられないことがないと認められる資金を保有しない措置を規定。
- ◆ 受入資金を原資とした貸付等を防止するための措置を規定。
- ◆ 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置を規定。
- ◆ 変更登録申請の手続及び添付書類を規定。
- ◆ 「未達債務の額等に関する報告書」を年4回提出するほか、添付書類を規定。

- ◆ 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。